**設楽町地域防災計画の修正の要旨**

# **Ⅰ　設楽町地域防災計画修正の根拠**

■設楽町地域防災計画修正の経緯と方針

市町村地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされており（災害対策基本法第４２条）、設楽町地域防災計画は令和６年３月に修正を行っているが、今年度も愛知県地域防災計画の本年度修正に合わせた計画の修正を行う。

# **Ⅱ　その他の修正事項**

**１．時点修正**

・町の高齢化率や原子力発電所の稼働状況に関する記載などを時点修正する。

※修正内容は、別紙新旧対照表のとおり